

# 第68回長野市都市計画審議会議事録

日時：平成30年1月26日（金）  
午後2時

場所：第一庁舎  
7階第一委員会室

長野市都市整備部都市政策課



## 第68回 長野市都市計画審議会 次第

日時 平成30年1月26日(金) 午後2時

場所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 議 事

(1) 議案審議

議案第1号 長野都市計画下水道の変更について【市決定】

(2) 調査事項

ア 長野都市計画用途地域の変更について【市決定】

イ 長野市景観計画の改定について

4 そ の 他

5 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 大 上 俊 之 (信州大学工学部土木工学科 教授)  
2 番 松 岡 保 正 (長野工業高等専門学校名誉教授)  
3 番 酒 井 美 月 (長野工業高等専門学校准教授)  
4 番 勝 田 貴 子 (長野県司法書士会長野支部司法書士)  
5 番 相 野 律 子 (長野県建築士会長野支部 女性委員会副委員長建築士)  
6 番 田 中 清 隆 (長野市議会議員)  
7 番 手 塚 秀 樹 (長野市議会議員)  
8 番 山 本 晴 信 (長野市議会議員)  
9 番 滝 沢 真 一 (長野市議会議員)  
10 番 布 目 裕 喜 雄 (長野市議会議員)  
11 番 宮 崎 治 夫 (長野市議会議員)  
12 番 岩 野 彰 (長野商工会議所 副会頭) = 欠席  
13 番 宮 澤 清 志 (長野市農業協同組合協議会 理事) = 欠席  
14 番 中 澤 敏 子 (長野市民生児童委員協議会 副会長)  
15 番 本 間 吉 治 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長)  
16 番 西 宮 登 喜 男 (長野市商工会 副会長) = 欠席  
17 番 吉 見 精 太 郎 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)  
18 番 竹 内 敏 昭 (長野県長野建設事務所 所長)  
19 番 堀 内 明 彦 (長野中央警察署 署長)  
(代理出席者) 高木 様  
20 番 小 島 誠 (長野市農業委員会 会長) = 欠席

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	上 平	敏 久
都市政策課長	橋 本	和 巳
下水道整備課長兼次長	小 松	彰
河川課長兼次長	金 井	良 雄
公園緑地課長	池 田	謙 司
都市政策課長補佐	倉 澤	弘 昌

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	横 田	武 弥
都市政策課係長	清 水	永 一
都市政策課係長	小 林	健一郎
都市政策課主査	小 林	明 徳
都市政策課技師	鈴 木	康 平
都市政策課主事	山 口	椎 菜

---

## ◎開会

○司会 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より第68回長野市都市計画審議会を開会いたします。委員の皆様にはお忙しい中、またお足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、本日の進行を務めます、都市政策課の横田と申します。以降着座にて失礼させていただきます。本日の審議会は、委員総数20名のうち16名の出席をいただいております。過半数の出席がございますので、長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立することをご報告申し上げます。本日ご欠席の委員を報告いたします。岩野委員、宮澤委員、西宮委員、小島委員の4名でございます。また、長野中央警察署堀内委員の代理で高木様にご出席をいただいております。本日の会議は公開となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。次に資料の確認をさせていただきます。資料は、過日郵送でお届けさせていただきましたものと、本日机の上にお配りさせていただきましたものがございます。まず、郵送でお届けさせていただきましたものですが、次第と議案が1部ずつ。資料1長野都市計画下水道の変更とあります綴じ物が一つ。資料2長野都市計画用途地域の変更(素案)、同じく綴じ物でございます。資料3-1長野市景観計画(素案)、資料3-2長野市景観計画の改定について、資料3-3長野市景観計画の概要(素案)でございます。本日机の上にお配りさせていただいておりますものは、資料2に関わるパワーポイント用資料2-1と2-2。また、パンフレットになっておりますが現行の長野市景観計画の概要版を机の上に置かせていただきました。以上でございますが、ご確認をいただきまして、不足がございましたらお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、長野市あいさつといたしまして、都市整備部長の上平から申し上げます。

---

## ◎長野市あいさつ

○事務局 皆さん、こんにちは。都市整備部長の上平でございます。委員の皆様には、大変寒いこの日にお越しをいただきまして、ありがとうございます。先週から今季最も強い寒波が来たということで、本日も最高気温が氷点下以下の真冬日ということで、足元凍りつく中、また寒い中、お越しをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、長野市では平成30年度の予算の市長査定が先週から始まっております。都市整備部での主な来年度の事業をご説明したいと思っております。街路事業関係では、長野市の北部にあり

ます北部幹線という古里地区で整備をしております4車線道路でございますが、平成32年度までに開通をさせるということで、整備をしております。また同じく篠ノ井地区では、川中島幹線という篠ノ井地区の中心市街地の街路整備、こういったものも進めております。また、本日も議案の中に出てきておりますけれども、城山公園の再整備、信濃美術館の建て替えをする中で、城山公園も一部再整備をしていくということで、この辺についても来年度予算を要求しているところでございます。次期御開帳までには整備を完了したいということで進めております。また、中央通りの長野オリンピックの際に表彰式をされたセントラルスクウェア、これについても長野市の方で一部、地権者の皆様のご理解をいただいております。整備をしていくといった方向性も出てきましたので、この広場の整備と併せて、アクセス道路の県庁緑町線の道路整備も来年度から一部手をつけていきたいと考えております。また、ご承知のように、長野駅東口では土地区画整理事業がいよいよ最終場を迎えておりまして、これも平成32年度末の完成を目指して努力をしているという状況でございます。また、今年度から都市整備部に交通政策課が新たに入りました。その中で来年度は特にバスロケーションシステム、いわゆるバスの関係の交通案内でございますが、今計画を立ててそんなことも進めております。その他に新聞等でお聞きになっているかと思いますが、もんぜんぷら座の耐震化あるいは長寿命化、これに向けてのあり方検討というものもまとめていきたいと考えております。主にはそんなところでございますけれども、細かいものも相当あります。我々市民生活をする上でのインフラ整備を一翼に担うものとして頑張っていきたいと思っております。予算的には社会保障費が20年前の4倍、10年前の2倍ということで、社会保障費が伸びている状況の中でなかなか都市整備のインフラの予算は伸びない訳でございますけれども、ぜひ工夫をして、市民の皆様が効率的で快適な生活ができるよう、頑張っていきたいと思っております。最後に、寒さが日々厳しくなる今日この頃でございますけれども、委員の皆様におかれましては、お身体をご自愛され、ご健勝でますますご活躍されますことを祈念申し上げます、甚だまとまりませんが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会           それでは議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定に基づき、松岡会長に議長をお願いいたします。

---

## ◎議事

○議長           それでは着座で失礼させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。次第にございますとおり、本日の案件は審議案件が1件、それから調査事項が2件となっております。皆様からご意見を頂戴しながら

ら実りのある会議にしたいと思っておりますので、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力の程お願い申し上げます。なお、本日の議事録の署名は大上委員さんと本間委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。では、これより議事に入らせていただきます。まずは（１）議案審議の議案第１号 長野都市計画下水道の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 上下水道局下水道整備課長の小松と申します。私から議案第１号 長野都市計画下水道の変更についてご説明させていただきます。本日は昨年11月24日の第67回長野市都市計画審議会です。事前説明をいたしました、排水区域の変更、ポンプ場の追加について、ご審議いただきます。それでは資料１をご覧ください。１ページ目、長野都市計画下水道の変更です。１．下水道の名称は、長野市公共下水道、２．排水区域は総括図表示のとおりとありますが、後ほど図面の説明をいたします。３．下水管渠ですが、こちらについては変更はありません。２ページをご覧ください。その他の施設ですが、表の一番下の西田川ポンプ場を追加いたしました。３ページをご覧ください。その他の施設の続きとなりますが、変更はありません。ページ下段では、今回変更する理由としまして、土地の合理的な利用を図るため、排水区域の変更を行い、また浸水対策を目的としてポンプ場を追加したいとしております。４ページをご覧ください。こちらは変更理由書になります。アンダーラインの箇所をご覧ください。二ツ石農業集落排水施設の処理区等について、下水道排水区域への編入及び一部下水道排水区域からの除外により、汚水処理施設の効率化を図るものです。また、浸水被害の軽減を図るため、新たに西田川ポンプ場を追加するものです。これらについても、後ほど個々の事案について説明いたします。５ページをご覧ください。こちらは都市計画下水道の変更スケジュールを記載しております。地元説明会は平成25年から平成29年にかけて実施いたしました。公聴会の公告を行った後、素案の閲覧を行いました。公述の申出がなかったため、公聴会は中止となりました。続いて、長野県知事協議を12月５日に申出を行いました。計画案の公告を12月７日に行い、縦覧を同日から12月21日までの２週間実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。長野県知事からの協議回答について、12月11日に異存なしの回答をいただきました。その後、本日の審議会に至っており、本日承認をいただければ、3月下旬に都市計画決定の公告を行う予定としております。６ページをご覧ください。こちらは新旧対照表です。左側が新たな案、右側が旧案となります。このページは下水管渠になりますが、変更はありません。７ページをご覧ください。こちらはその他の施設になります。このページについても変更はありません。８ページをご覧ください。前のページからの続きとなりますが、表の一番上、赤字の部分の西田川ポンプ場が新たに追加となっております。９ページをご覧ください。こちらは前回の審議会でも説明をいたしました。変更箇所の一覧であります。中央から上段が汚水、下段が雨水となります。総括図は10ページに汚水、11ページに雨水の図面があります。個々の事案について説明をまいりますので、総括図も併せて参照いただきながらお聞き願いたいと思っております。まず１の豊野町蟹沢地区は現在二ツ石農

業集落排水事業としてすでに汚水処理を行っておりますが、将来的な経費の削減のため、地区内にある処理施設を廃止し、公共下水道に接続するため、排水区域への位置付けを行うものであります。2の村山地区は平成29年4月に開設しました、第四給食センターです。大口排水事業であり、下水道事業計画に位置付ける必要があるため、排水区域へ追加するものです。3の若穂綿内地区は区域から除外する箇所になります。家屋が1軒であり、またその家屋を整備するため必要となる管渠の延長が長いことにより、経済性を考慮して、公共下水道区域から浄化槽区域へ変更するものであります。4の篠ノ井西寺尾地区は、南長野運動公園及び水沢上庭区画整理の下流部となります。現在までに整備が終了しているため、排水区域へ追加するものです。5及び6の松代町東寺尾地区は、同地区の斎場建設に併せ、下水道の整備を行った区域です。整備が終わり、供用開始が可能となったため、排水区域へ追加するものです。7から12までは区域へ除外する箇所です。まず7の松代町西条地区は、取付管を河川横断する必要があることにより、整備に係る費用が高額となること、同じく8の松代町西条地区は宅地に接道する道路が河川区域となっており、下水道の敷設が困難であることから、除外するものであります。9の松代町豊栄地区は、宅地へ接する道路が狭く、また必要な埋設深が深いことにより、下水道管の敷設が困難であること。10の同じく松代町豊栄地区は、取付管を河川横断する必要があること、また排水にはポンプアップが必要となり、整備に関わる費用が高額となること。また、11の篠ノ井石川地区は、下水道工事を行うことにより、地滑りを誘発する可能性があり、下水道管の敷設が困難な地域です。12の同じく篠ノ井石川地区は、急傾斜崩壊危険区域に指定されており、現在住宅がなく、今後も住宅が建設される可能性が低い地域となっております。以上の理由により、地元と協議をした結果、公共下水道区域から浄化槽区域へ変更をするものであります。なお、7及び8の松代町西条地区について、前回の事前説明の除外区域の線引きに一部誤りがありました。今回正しく修正をいたしております。続いて、雨水排水区域の変更及び雨水ポンプ場の追加について、ご説明いたします。11ページの総括図を参照願います。13の篠ノ井西寺尾地区は、先ほど汚水の位置付けを説明しましたが、雨水についても汚水に併せて排水区域への追加を行うものです。14の西田川ポンプ場は、昭和62年に市の単独費にて建設され、供用開始されております。完成から長い年月が経ち、老朽化が進み、更新、改築を行う必要が生じており、今後整備していくために本ポンプ場を下水道事業計画に位置付け、今回都市計画施設に定めるものでございます。12ページをお願いいたします。こちらは西田川ポンプ場の計画図です。ポンプ場の面積760㎡を区域として位置付けを行います。13ページをご覧ください。こちらは詳細な平面図となっております。水色の着色が水路、ピンク色がポンプ設備の箇所、オレンジ色は吐出し水槽、緑色は蛭川の堤防、青色は吐出し先の蛭川、黄色はポンプの操作盤などがある建屋になります。以上で長野都市計画下水道の変更についての説明を終わります。ありがとうございました。

○議長                    ありがとうございました。ただ今、事務局から議案第1号について説明が

ございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 豊野町蟹沢地区の集落排水施設の公共下水道へのつなぎ込みということで。若干携わらせていただいた者として申し上げますけれども、この農業集落排水事業、1点は将来的にも維持をするということで農林水産省の予算を使って整備されたものです。効率性という点では公共下水道へのつなぎ込みを否定するものではありませんけれども、事務処理がどのようになっているのかということ。それともう一つ、地形的に処理場は下部に置いてあるはずなので、それを公共下水道に接続ということになりますと、途中にポンプ施設が必要になってくるということも、地形的に見ると考えられるかなと思いますけれども、経済比較という点でどのようなことをやっているのか。以上2点を教えてください。

○事務局 それでは二ツ石の農業集落排水の統合についてということですが、まず処理施設の廃止につきましては、先ほどお話ありましたように農林水産省の補助金をいただいております。これについては財産処分ということで、国と協議をしておるところであります。経済的な比較ということにつきましては、統合するにあたって新たに建設する管路またポンプの施設、それを含めたものと、今の処理施設を今後ずっと更新しながら維持管理していく費用と、比較しまして、その中で新たに管を敷設して統合した方が将来的には維持管理の費用が有利になるという判断で、統合を進めております。

○委員 わかりました。行政的な手続きはしっかり進めているということでございますので、そもそも計画が何だったんだということがないように、今後とも慎重な対応を望むものであります。それから関連して申し上げますと、7番以降、またはその前にもありましたけれども、浄化槽の設置への計画変更ということでございました。この浄化槽の設置に関しては、この地区への啓発、あるいは市としての予算的な措置等も含めて、十分対応できる予算確保なりをしているのかどうか、その辺を教えてください。

○事務局 浄化槽整備区域にする地区につきましては、地元の説明会におきまして公共下水道の区域から除外するという中で、新たに浄化槽整備という事業について説明させていただいております。その中で皆様に了解していただいております。また、浄化槽につきましては市の方で整備する事業ということで進めておりまして、これにつきましては予算を確保して対応していくことにしております。

○議長 ありがとうございます。他の委員さん、ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これより議案第1号の採決を行いたいと思います。本議案には反対意見書の提出がありませんので、挙手による採決を行います。委員の皆様それで異議はございませんでしょうか。もし異議があれば無記名投票ということになりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは挙手による採決を行いたいと思います。賛成の委員は挙手をお願いします。全員の委員さんに認めていただきましたので、議案第1号は原案どおり決定することについて、異議はないものとさせていただきます。ありがとうございます。それ

では下水道の方はこれで認めていただきましたので、よろしくお願いします。

続きまして（２）調査事項に移りたいと思います。始めに、長野都市計画用途地域の変更についてを議題といたします。これは次回の審議の前の事前説明ということで本日調査させていただくものでございます。それでは事務局の方から説明をお願いします。

○事務局　　都市政策課の倉澤と申します。説明の方は座らせていただきますので、よろしくお願いします。それでは調査事項、長野都市計画用途地域の変更について、ご説明をいたします。本日、事前説明でございますので、配布させていただきましたパワーポイントの資料に沿って説明させていただきたいと思います。委員さん方に事前に送付をさせていただきました、資料２につきましては変更決定図書の素案となっております。本日の説明内容と同様のものでございますので、後ほど参考にご覧をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは説明に入らせていただきます。本日お配りした資料と正面の画面の方どちらでも結構ですので、ご覧をいただきたいと思います。まず長野都市計画地域地区、用途地域の変更、決定権者は長野市決定でございます。次ページをご覧ください。本件は城山公園の再整備に伴いまして、都市計画法第８条１項に定められております用途地域を変更するものでございます。用途地域につきましては都市計画の定められる地域地区のひとつで、住居・商業・工業など市街地の土地利用を大枠で定めるものでございます。現在長野市では、１１種類の地域に区分をして決定をしております。用途地域を定めることによりまして、建築が可能な建物や建物の建て方のルールなどが定められ、計画に応じた市街地内の環境の確保が可能となるものでございます。次のページをお願いします。こちらは位置図でございます。現在定められている都市施設や地域地区等の位置を表示した都市計画総括図の一部でございます。図面中央、赤枠で表示をいたしております箇所が、今回変更のご審議をいただく箇所でございます。場所は長野市箱清水地籍、青枠で囲んでおります長野市都市計画城山公園内の一面の約３．５haの区域となっております。先ほどご説明をさせていただきました用途地域について、現在指定をされている第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更を行うものでございます。次のページをご覧ください。こちらは先ほど説明をさせていただきました図面中央の赤枠の中を表示した航空写真でございます。対象地は都市計画城山公園の一部でございます。文化・芸術ゾーンという風に考えているところでございまして、噴水広場、東山魁夷館、信濃美術館などが立地しておりまして、周辺には隣接して善光寺、城山動物園などが立地する市の中心市街地の一面を形成する広域的な文化・芸術ゾーンの拠点となっている地域でございます。こちらが現在の状況ということでございます。ここで一旦もうひとつの資料をお手元にお配りしてあります、資料２－２城山公園の再整備についてをご覧ください。昨年より信濃美術館の改築に併せて進めております城山公園の噴水広場の再整備の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。現在城山公園は中心市街地に位置する総合公園として、公園区域内に市民プール、噴水広場、城山動物園、信濃美術館など複数の公共施設が建設されております。公園は明治３３年に開設をされまして、現

在開設面積13.45haとなっております。今回は昭和41年10月に建築されました信濃美術館の老朽化などによる改築に伴いまして、城山公園の文化芸術ゾーンとして位置付けられている噴水広場を含む3.5haについて、先行的に整備を行うものということでございます。次のページをお願いします。公園の再整備計画につきましては、公園施設や信濃美術館の老朽化による再築の検討に伴いまして、公園施設のあり方や美術館エリアの再整備について、公園全体の再整備の検討が必要という風に考えられたものでございます。公園全体の再整備計画につきましては、城山公園再整備検討委員会を組織する中、現在検討を進めております。右側、検討委員会の審議スケジュールとなっておりますが、お示ししましたとおり来年度中に公園全体の計画をまとめ、公表を行うという予定で考えております。噴水広場周辺の文化・芸術ゾーンにつきましては、信濃美術館の改築と一体的に整備を進める必要があるということから、他の公園区域の計画の策定に先行して作業を進めさせていただいております。計画案につきましてはパブリックコメントを現在実施しておりますので、そちらで出された意見等を反映する中、公表を考えております。次のページをご覧ください。噴水広場の整備内容でございます。今回計画をさせていただいております3.5haの区域について、色をつけてございます。青い区域は信濃美術館と東山魁夷館が現在立地している区域でございます。紫色で示した部分が新しい信濃美術館が配置される場所と考えております。緑の区域、噴水や花時計がある部分が現在公園がある部分でございます。善光寺と接続する2箇所、左側の丸で囲んでございます交差点周辺の区域について現在計画を進めております。整備スケジュールにつきましては、先ほど検討委員会のところで検討委員会のスケジュールで説明をしておりますが、右に表示をしております噴水広場の再整備につきましては、平成30年までに実施設計まで行い、その後平成32年までに周辺施設、駐車場等の周辺の整備を進めていく予定となっております。信濃美術館の改築につきましては平成30年に基本設計、実施設計等を行いまして、平成33年に公園の再整備の完了と同時に両施設の完成を目指しているというところでございます。次のページをご覧いただきたいと思っております。今実施をさせていただいております、公園の再整備案に対するパブリックコメントの実施状況でございます。パブリックコメントにつきましては、3つのコンセプトを基本に、それぞれ個性を強調させた3案ということで、イメージパース図ですとか公園に必要な機能や素案の考え方をまとめたパネル等の展示を行っております。展示場所につきましては4番に書いてございますが、市役所第一庁舎1階やMIDORIの3階等に展示をしておりますので、またそちらもご覧いただければと考えております。次のページをお願いします。こちらは現在パブリックコメントを実施させていただいている3案の概要になってございます。A案の特徴をいたしまして、既存の噴水を現代の形で継承した三代目の観賞用の噴水を配置する、また現在と同様に噴水を中心とした南北の軸線を強調しつつ、信濃美術館や東山魁夷館の間の神社と善光寺から繋がる水と緑の帯を配置し、連続性を強調するというような案でございます。B案とC案につきましては、コンセプトは芸術と文化、山並みとの調和というようなことで、掲載をさせていただきます。10ペー

ジ以降にA案から、3案について少し拡大した図面でお示ししてございますので、後ほどご覧をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、城山公園の概要につきましては以上でございます。図面等また後ほどご覧いただきまして、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、先ほどの資料2-1のめくって3枚目へ戻っていただければと思います。用途変更資料2-1に戻りまして、変更計画、城山公園の再整備に伴う変更計画の内容について、引き続き説明をさせていただきます。改築が予定されている信濃美術館につきましては、誰もが気軽に集えるパブリックスペースが新たに設けられるなど、総合公園としての機能拡充による地域住民の生活の質の向上が見込まれ、更に観光、交流の拠点的な施設である善光寺と連携することで、回遊性の向上や広域的な集約に対応した都市空間の形成、都市公園としての利用増進を目指すという内容でございます。本件につきましては長野県信濃美術館の建て替えに併せ、城山公園の再整備計画について整備の方針が示されたということで、公園区域の一部について計画に対応した用途地域の変更を行うというもので、第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更を行うものです。新たに予定されている信濃美術館につきましては、地下を含む3階建て、床面積約12,000㎡に増床の予定でございます。建物の絶対高さにつきましては、現在の案では15m以下で計画を予定しております。現状、第一種住居専用地域に指定されておりますので、建物の絶対高さ10m、また第一種住居専用地域では美術館の建築に用途地域としての制限がかかっております。これらを新たな美術館の改築計画に対応した用途地域となるよう、第二種住居地域に変更を行うものでございます。変更内容の中で高さ以外に現状容積率60%、建ぺい率40%と指定されておりますものを、容積率200%、建ぺい率60%に緩和される予定でございます。変更に伴いまして、10mに制限されている建物の絶対高さに関する制限につきましては、第二種住居地域に変更することによって制限が削除されることとなります。しかし、現地域につきましては第一種風致地区の規制がかかっておりますので、風致地区の基準により建物の絶対高さは15mになろうかと思えます。また、その他建築基準法等々による建物への形態規制等に現行の状況と変更はございませんので、お願いします。また、最後に用途地域の変更につきましては、今回市街化区域内の用途種別を変更するものでございますので、現決定されている用途地域全体の面積に変更はございませんので、よろしくお願いいたします。次ページをお願いします。最後になりますが、都市計画決定の概要についてご説明をいたします。用途地域の変更につきましては、本日ご説明した変更案に基づき、平成29年12月21日に長野県知事宛てに事前協議を行っております。本年1月5日に了知した旨の回答をいただいております。計画案に関する素案に閲覧につきましては、本年1月11日から2月7日まで実施を予定しておりまして、城山公園再整備案のパブリックコメントと同時に実施しております。1月20日には城山公園再整備案の説明会と同時に城山公園に関連する地区の皆様に対して地元説明会を実施させていただきました。説明会においては、公園計画、用途地域の変更について反対の意見等はございませんので、皆様にご理解をいただいたものと考えてお

ります。以降予定でございますが、素案の閲覧において公述の申出があった場合、2月12日に公聴会を開催いたします。その他長野県知事への法定協議、都市計画案の縦覧について、3月6日までに実施を行い、3月26日に予定をしております都市計画審議会について付議をいたしまして、決定をいただきたいという風に考えております。都市計画審議会でご審議をいただいた後、本年4月1日の決定告示を目指して作業を進めておりますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長            ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、挙手をしてご発言をお願いします。

○委員            今回外れるところが城山の公園のところだけなのですが、周囲の蔵春閣であるとか、城山公民館、公文書館とかはこれから具体的にどうなっていくという城山公園全体の今後、みたいなものがあれば教えていただけますか。

○事務局        公園緑地課の池田と申します。城山公園につきましては現在、先ほど説明がありましたとおり検討委員会という組織を作りまして、城山公園全体の今後の計画、構想についてご審議をいただいております。現在のところ、信濃美術館のある区域が先行しておりますので、そこについてだけご審議をいただいておりますが、30年度につきましては全体の計画を立てていただくということになっておりまして、今もお話がありましたとおり蔵春閣のあるところや他の部分、動物園があったりプールがあったりと、全体についても考えていきたいと思っております。現在のところまだ具体的にご審議をいただいておりますので、その場所については今後計画を立てられまして、具体的なものになってきましたら、そちらの方をまたご検討いただくという形になろうかと思っております。

○委員            用途地域の変更というのが度々あると市民の方も混乱すると思うのですが、用途地域の変更が必要な計画がある予定ではないということでしょうか。

○事務局        現在の用途地域から言うと先ほどお話に出ました蔵春閣は用途地域には合わない建物になろうかと思えます。ですので、場所によると思えます。現在公園区域になっておりませんが長野市の城山庁舎、これも今後の使い方については検討されているところでございますので、その辺の建物がある場所については今後どうしていくのかということ来年度いっぱいかけまして結論を出したいと思えます。ただ、また結論が出ればすぐに整備ということは、現在の限られた予算の中では厳しい状況になってくると思えますので、具体的になり、それを市民の皆様にご提案をさせていただき、ご賛同いただいて、本格的にこれが良いということで景観が具体的に変わった段階で、改めてまた審議会の方にお諮りをいただきたいと思っておりますので、現在の用途地域に合うものが計画されるのか、用途地域を変更していただかないとできないものが計画されるのか、ということは現在の段階ではわからない状況でございます。

○委員            必要最低限のところではなさるということで、わかりました。ありがとうございます。

○議長 　他の委員さんの中でもきっと似たような疑問を持っておられる方はいるかもしれないので。蔵春閣は現行法で言うと、という話がありましたが、建物の建てられた時期と都市計画法の中の指定その他を実施するというようなところとの時間差みたいなことをコンパクトに説明していただくと、今どんなところで何を整理してどちらへ行こうとしているかというのはもう少しわかりやすくなると思うので、お願いできますか。

○事務局 　先ほどの資料2-2の2ページ目、城山公園全体図をご覧くださいと思います。全体図と共に現在の主な施設がありまして、築年数がそちらに書いてございます。先ほどお話に出ました蔵春閣につきましては築50年、信濃美術館についても同じものでございます。上にあがってきまして城山動物園が築55年、少年科学センターにおきましても築31年経っており、市民プールにおいても築50年近い年数が経っている状況でございます。この場所の都市計画の決定については50年以前、それ以降の都市計画決定で用途地域が決められておりますので、現在の用途地域に合わない建物が現存しているという状況でございます。現在使っている限りはこのままということになるかと思っておりますけれども、新聞等でも出ていますとおり、蔵春閣においてはこの3月で使用を中止するという話になっております。来年度以降取り壊しということも考えられると思っておりますけれども、1回取り壊した後はまた同じ高さのものはできないということに計画上になっておりまして、法律上できませんので。今後また計画していく中でどのようなものができるか。また用途地域というのは都市計画におきましては滅多に変えるものではないということは存じ上げております。ただ、現在の用途地域が一番厳しい制限がかかっておりますので、城山公園は多くの地域の皆様もそうですが観光客の皆様にもお越しいただいている施設が多くございますので、もっと公園の利用度を高めたいということも考えまして、今後また新たな用途地域も考えられるのかなということで、今の段階では皆様方にもこの場所をどうしていったらいいのか、我々やっております検討委員会の方にもご意見がありましたら頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 　ありがとうございます。法律の方が後だったところもありますので、時代の要請に応じてということだけで変えるわけではありませんが、何を残して何を变えていくかということは十分に検討して、今までの70年間、善光寺はもっと古いですが、それから今後の50年間どうしていくかということを検討委員会では話していただきたいなというところで、絶対に変えるとかどうにでも変わるとかというような言い方はちょっと適していないと思うのですが、その辺の兼ね合いでそういう建物や施設が混在していますので、時代的に時間差でできておりますから、その辺は市の方も委員会での検討も補完しながら議論が進められていくのではないかと思います。

他に委員の皆様、ご質問等ございましたら。

○委員 　平成30年1月20日の地元説明会は、どういう人達に声を掛けて何人ぐらいの方が参加したのか。それと特に反対意見はなかったとのことでしたけど、他に地元から具

体的な意見が出ていれば、教えてください。

○事務局 1月20日の説明会につきましては、城山公園のあります第二地区というところの住民の皆様を対象に行いました。説明会というよりも現在パブリックコメントを行っていますので、パブリックコメントに出しております3案の説明をさせていただきました。場所は現在の城山庁舎の会議室で行いまして、約30名程の地元の皆様にお出でいただきました。意見といたしましては、何回か説明会を開いておりますので、特別今回新しいものはありませんでしたが、今後のこの場所のあり方について地元としてのご意見、先ほども申し上げましたとおり善光寺の隣にあるということで多くの長野市民以外の観光客もお出でになる、市民についてもこの地区だけではない他の地区の皆様もお出でになる、という場所ですが、地域の皆様にとっては普段使いの公園でもあるということをおっしゃっていましたので、その辺も十分考えていかなければいけないと思っております。なお、あともう一つはこの城山公園につきましては駐車場があるのですが、これだけでは足りないと。駐車場と交通計画全体についても考えていただきたいというご意見を頂戴しました。

○事務局 今公園の方の説明内容についてご回答をさせていただいたのですが、私の方から、当日は用途地域の変更についての質問はどのようなものがあつたかご説明させていただきます。用途地域の変更については本日お配りをさせていただいた長野都市計画用途地域の変更について（長野市決定）という資料2-1がございます。こちらの資料と全く同様のものを地域の皆様にもお示しをさせていただいて、ご説明をさせていただいております。説明の中では城山公園全体の整備計画をきちんと踏まえつつ、先行して今回噴水広場を含む3.5haについて用途変更を行うものということですと、本日と同じような説明をさせていただいておりますが、用途地域については地域の皆様から特に反対であるとかいうような意見や質問はございませんでした。

○議長 地元説明会の日に違うシンポジウムがあつて行けなかったこともありまして、地元説明会でのやりとりの要旨か何かは、この後城山の委員会が開かれるところで示されるのかどうかは、どのようになっていますでしょうか。

○事務局 説明会の際の質問等の要旨につきまして今後の委員会でも公表させていただきますし、ホームページ等を通じて一般の皆様にも公開する予定でございます。

○議長 ありがとうございます。他の皆様いかがでしょうか。

○委員 県の信濃美術館の建て替え、大幅な増床計画がまずあつて、その県の計画に定める形で長野市として都市計画上の用途地域を変更しますという流れですよね。その限りにおいてはやむを得ないのかなと思うのですが、用途地域の変更にあたって今回は第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更なのですが、いくつかのパターンが長野市では全部で11種類持っているわけですし、まず一つはこの変更のメリット・デメリットが何なのか。デメリットがないのかという角度からの質問が1点と、第二種住居地域に変更せざるを得ない、他の例えば第一種住居地域では駄目なのかとか、比較・検討の状況を示していただ

けるとわかりやすいのですが、いかがでしょうか。

○事務局　　まずデメリットがないかというような部分でございます。デメリットにつきましては他の用途地域を選出できなかったのかという部分も含めてあるのですが、資料の用途地域の変更、用途地域の種類のページ、資料2-1の2枚目のページでございます。こちらに長野市では11種類の用途地域を指定しておりますが、各用途地域に建てられる建物の内容や解説を書いております。今回第二種住居地域の選定に至った経緯といたしましては、まず美術館が12,000㎡への増床を伴うものという部分がございます。12,000㎡の美術館が建てられる用途地域が第二種住居地域に該当するということで、第一種低層住居専用地域と第一種住居地域と他にも住居系の用途地域がいくつかございますが、美術館の建設ということになりますと第二種住居専用地域のところまでくるのではないかと考えております。それ以外の部分で第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変わるということになりますと、用途的には建築する建物がいくつか増えるのは事実ですが、今回変更対象とさせていただいている区域につきましては城山公園の区域内ということで、都市公園法で一定の制限をして、いわゆる再整備計画を作る中で、どういった土地利用を考えていくかというような部分は公園の整備計画できちんと視座をしていけるということで考えております。そういった意味で第二種住居専用地域を選定させていただいているというようなことでございます。

○委員　　12,000㎡の建物が建てられる用途地域としては第二種住居地域しかないということですね。わかりました。その上で部分的に今後城山公園内に大きな施設整備、例えば蔵春閣のあとをどうするのか、いろんな課題が出てくると思うのですけれども、将来的な整合性を見据えたときに部分的に変えていかざるを得ないという経過はわからないではないのですが、デメリットについて明確な答えがなかったのですが、基本的にデメリットはないと受け止めていいのでしょうか。そこは確認をさせてください。

○事務局　　土地利用の増進が可能になるという中で、都市公園としてきちんと今後公園としてのあるべき考え方や周囲と調和した計画というような部分については、検討委員会の中で検討をしていくと。都市公園区域の中にあるということで、そういった中で建物の用途や土地利用についてはコントロールをしていけるものという風に考えておりますので、そういった意味でデメリットはないと考えてもよろしいかと思っております。

○議長　　他の委員さんいかがでしょうか。城山公園につきましては過去から現在そして未来というところで、時間差でいろんなものを引きずってきていると言ってしまう言葉が悪いのですが、今後の使い方も何もないところにパッとやるというのは違うので、なかなか難しい問題がいっぱい絡んでくると思うんですけれども。よろしいですか。

○事務局　　1点だけ補足でございます。第二種にした中でデメリットがどうかという話ですが、先ほどもあったように都市計画公園内ですからその都市計画公園法という縛りの中で我々としてもある一定のルール付けができるという中でデメリットがないと申し上げましたが、例えば公園の中に今後高層のものができると、そうすると日陰や風通しとか、そう

いうものは周辺地域に発生する可能性はあります。ただ、それについては用途地域が接している場所では高いものができて周りに影響が出るということと実は同じでして、そういう意味では今回もそうですけれども、地域の皆様にそういうことをきちんと説明してご了解をいただくようにしています。また、併せて今の公園の中に限っては周辺に極力日陰ができないように、さっき言った公園法の許可とかでルール化ができますので、そういうもので縛れるかなと思っております。デメリットを生じさせないようなルール付けができると思っていただければと思います。

○議長            それでは、質問や意見は概ね出たという風に判断されますので、(1)の長野市都市計画用途地域の変更につきましては終了させていただきます。なお、本件につきましては次回の審議会において審議案件とする予定ですので、よろしくお願いします。

続きまして(2)長野市景観計画の改定についてを議題とさせていただきます。これは現在長野市景観審議会におきまして審議されている景観計画の改定ですが、景観法第9条第2項及び第8項の規定によりまして、景観計画の改定の際は都市計画審議会の意見を聞くことと定められておりますので、本日は事前説明ということで調査するものであります。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局            都市政策課の橋本と申します。それでは私の方から景観計画の改定についてご説明をさせていただきます。本市は昭和63年に長野市都市景観形成基本計画を策定して以来、良好な景観の形成に取り組んでまいりました。平成16年に景観法が制定されたことに伴い、平成19年に長野市景観計画を策定いたしました。その後、合併地区を含めるなどいたしました。今般景観計画の策定から10年が経過すること、太陽光発電施設など再生可能エネルギーの普及を始めとして社会環境が変わってきたことを踏まえまして、景観形成基準の見直しを諮ると共に、本市の魅力ある景観の更なる向上を目指し、計画の改定について検討を行うものとしたものでございます。昨年6月に長野市景観審議会に改定について諮問し、ご審議をいただいておりますが、この度改定案としてまとまりましたので、先ほど松岡議長さんからご説明がございましたが、都市計画審議会のご意見をいただきたいということで、概要についてご説明を申し上げます。それでは、まず資料3-2長野市景観計画の改定についてというA3版の資料をご覧ください。Ⅰ景観計画の概要ですが、ご覧のように上位法に景観法と屋外広告物法がありまして、それを受けてそれぞれに市条例がございます。そして、この二つの条例の理念を具現化したものが景観計画という風になっております。Ⅱ計画改定の背景につきましては、今ほど述べさせていただいたとおりでございます。Ⅲ主な改定内容をご覧ください。右側のページでございます。表左側に現行計画、右側に改定案を掲載しました。ご覧のように改定案では掲載の順番を変更し、なるべくわかりやすい章立てとすると共に、網掛けの部分を今回新たに追加しております。次にⅣ今後の予定ですが、現在市内の学生さんからの意見や庁内の意見、そして景観計画推進地区等の意見を伺っており、それを反映した上で3月上旬から中旬にかけてパブリックコメントを実施し、その意見を

踏まえ再度都市計画審議会の意見を頂戴して、景観審議会にフィードバックして、5月連休明け頃に市への答申をいただく予定と考えております。その後、条例改正につきまして、6月議会に上程し、施行日は周知期間を踏まえて、本年10月1日としてまいりたいという風に考えております。

それでは、本編の説明を申し上げたいと思います。資料3-1になります。長野市景観計画（改定案）をご覧ください。写真やイメージなどの装飾はこれからでございまして、体裁は整っておりませんがよろしくお願ひしたいと思います。また、改定にあたり細かい文言の修正や表現はともかく、新たに大きな点で追加した内容について赤字表記しておりますので、順次ご説明をさせていただきたいと思います。それではおめくりをいただきまして1ページから、かいつまんでご説明を申し上げます。まず、1 計画の策定と改定の経過と、2 目的ですが、最初にご説明を申し上げたとおりの内容が記載されていますので、省略させていただきます。2ページの3 長野市が守り育てていく景観は、現行計画でも触れられていますが、計画全体の基本コンセプトであり、後に出てくる良好な景観形成に関する方針がどれに関連するのかを明示すると共に、文言もわかりやすく変更しております。一つ目は雄大で緑溢れる自然環境として、長野らしい景観の代表格について記載し、二つ目が歴史的・文化的なまちなみとして、善光寺界限や松代・戸隠のほか各地にある風景を、そして三つ目は県都として、あるいは名勝である観光ポイントや冬季五輪施設を活かしたコンベンションシティとして、賑わい溢れる都市空間を掲げてございます。更に、一番下の星印、美しく快適に過ごせる住環境を新たに追加いたしました。これは良好な景観を有する住宅地の道路や公園が市民の生活を豊かにし、街が活気づくという観点から、そして市民の生活環境が快適であることも含めて景観だろうということから新たに追加したものでございます。おめくりをいただきまして、3ページの4 景観計画の区域は、現行と同じく市全域と計画の区域としております。5 景観計画の位置付けについては、現行の10年程度を念頭にといい表記があるのですが、それを取りやめまして、今後必要に応じて随時追加・修正をしていきたいということでございます。続いて4ページ第2章 景観計画が描く未来像は、計画のビジョンを掲載しております。1 景観を守り育む地域社会では、地域社会全体で景観を守り育てていく必要があることを掲げ、2 良好な景観がもたらす恩恵を新たに加えております。赤字の部分でございます。これは景観を良くしていくことにより、市民にどういった恩恵があり、長野市がどのようにしていきたいのかを図で表現したものでございます。ご覧のように真ん中の四角は、第1章で示した私達を守り育てていく景観がそれぞれの要素に作用していくことを示しています。そして上の二重枠の円で一番根幹にあるべき要素、市民が心地よく暮らせる街を示しています。右側の円は、そういった街は訪れてくれる人達にとっても魅力的に映るであろうということ、それと新たな観光資源として、あるいは移住先として多くの人に選ばれるようになり、市民も市に誇りを持てるようになっていく、更にそうした都市の景観は観念的にも即物的にも財産を生み出してくれます。そして、それは市民の満足に繋がっていき、より豊

かな暮らしを得て、それを続けていこうというプラスのスパイラルを表したものでございます。この図のように優れた景観がもたらしてくれる恩恵をイメージしていただくというのが狙いでございます。おめくりをいただきまして5ページの3 良好な景観形成に関する方針でございます。現行の計画にも記載されておりますが、より詳細に記述し更にそれぞれの方針ごとに市域を大きく区分した市街地と郊外地、そして山地における方針を具体化しました。その方針をイメージとして捉えてもらえるよう、重要なエリアや景観を列挙しております。まず方針1は豊かな緑の展開であります。続く2が魅力溢れる水景観の創出、3が美しい眺望景観への誘導、おめくりをいただきまして方針4が歴史と文化を象徴する景観の継承、5が賑わい溢れる空間の演出、6が過ごしやすい住環境の創造となっております。この6つの方針が、先ほどの2ページの守り育てていく景観とリンクをしているということでございます。次に9ページになります。第3章 景観を守り育てるための取り組みでございます。ここからは行動計画をまとめております。まず1 景観法を活用した街づくりへの誘導では、景観法に記載されている施策を中心にまとめて掲載しました。現行計画では分散して記載されているものを取り組みの1項目にまとめ、見やすい構成といたしております。(1) 景観地区、準景観地区は、都市計画により地区ごとに定めるもので、認定や許可といった形で建築行為等に対して規制をかけられるというものでございます。本市では現在のところ指定地区はございません。(2) 景観計画推進地区は、(1) 景観地区までの権限はないものの、地区特有のルールを定められる地区ということで、35ページに記載してございますが、本市では大門町南と松代の2地区を指定しております。またこれにつきましては後で出てきますので、そのときをお願いします。次に(3) 市全域における景観形成基準は31ページと32ページに具体的な基準を掲げてございますが、現行計画では一定規模以上の建築行為だけを対象としていたものを大きさに関わらずすべての建築行為において準拠、参考にしていきたい、そして周囲の景観との調和を図っていくため、全市域及び全行為の拠り所となる基準としたものでございます。10ページ(4) 大規模な建築行為等の制限は、景観法に定める届出対象行為について述べておりますが、後ほど第6章でご説明いたしますが、新たに定める事前協議制度についても記載してございます。(5) 景観重要建造物、景観重要樹木の保全は、現行とは変わりありませんが、景観行政上重要と認める建造物や樹木の指定ができることを記載してございます。次(6) 景観重要公共施設の整備については、景観上重要な道路や公園などは率先して周辺との調和を図り、良好な景観形成を図っていくことを記載しております。(7) 景観協定等の締結は、住民の合意による地域ごとの協定について述べております。(8) 景観整備機構による支援は、優れた景観の育成に資するNPO法人などを指定し、行政との協働で住民主体の景観形成が持続的に図れるよう支援していくことを記載しております。おめくりいただきまして、11ページの2 景観まちづくり施策は、行政・事業者・市民の三者の共同で行っていく3つの取り組みで、内容は現行のものと同じでございます。その一つ目(1) 重要な場所における特色ある景観形成は、その後の12ページから22ページまでの記載となり

ますが、市内の景観形成上大事なエリアにおいて、それぞれ特色ある景観形成を行うということについて述べております。まず、ア 特色ある景観形成を特に推進する地区は、現行と同じ6つの地区を指定し、各地区の特色について現行よりも更に詳しく記載しております。各地区の詳細につきましては後ほどご覧いただきたいと思いますが、その中で地図については暫定ということをご理解をいただきたいと思いますが、なお、19ページになります鬼無里地区につきましては、現行計画では奥裾花溪谷だけを取り上げてまいりましたが、鬼無里地区には大望峠や文殊堂、白髯神社など魅力的で特色ある景観が他にもあることから、エリアを追加しております。23ページまでお進みいただきたいと思いますが、赤字のイとウにつきましては、現行計画の策定後に選定また策定されたことから新たに追加しております。まず、イ 重要伝統的建造物群保存地区は、平成29年2月に国より選定されました戸隠中社・宝光社地区の一部について、またウ 歴史的風致維持向上計画は、善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区の3つの重点地区について平成25年に市の歴史的風致維持向上計画を策定したことから、それぞれ歴史や伝統、文化など育まれた街並みを守っていく必要があることから、追加したものでございます。(2) 調和を基本とした市域全体の良好な景観の維持では、個々の景観が素晴らしくとも、それぞれの風景が調和していなければ、良好な景観は成り立ちません。そのため、市域全体を見据えながら周辺にマッチした景観への誘導が必要なことから、そのための施策をアからエで掲載してございます。ア ながの百景、赤字の部分ですが、大切にしたい景観やお気に入りの景観について市民に公募し、平成26年に選定をしております。これを今後さまざまな機会を通じて内外に発信し、市民の景観への関心と長野市のブランド力を高めていきたいということから追加しております。イ 屋外広告物の規制ですが、街中に限らずあらゆるところで目にする屋外広告物は、景観を形成する重要なファクターであり、屋外広告物条例も良好な景観の形成及び風致維持を目的としていることから、計画に記載しているものでございます。ウ 景観に配慮した公共施設の整備等は行政が公共施設を整備する際は、良好な景観形成の先導的な役割を担う必要があるため、必要な手続き等について記載しております。エ 民間施設に対する景観誘導は、第6章で触れますが措置等について記載しております。次の(3) 市民が主体になって行う景観形成は、良好な景観形成には市民一人一人が主体となつての活動が必要であり、市もそのための仕組み作りや支援を行うということで、続く25ページ及び26ページでその具体的な方策について触れております。まず、25ページのア 景観形成市民団体の育成と支援は、各地域で自主的なまちづくり活動等を行っている団体について、景観形成市民団体に認定し、市は支援を行う旨をお伝えしております。イ 景観形成の推進組織としては、(ア) 市の景観形成に必要な事項の調査及び審議などを行う景観審議会、26ページの(イ) 良好な景観形成のため市民・事業者・行政が共同で取り組む景観協議会を掲げてあります。(ウ) 顕彰制度ですが、これは昭和63年から毎年実施してきております長野市景観賞を通じ、市民の景観に対する意識の醸成を図っていくということについて記載をしております。おめくりをいただきまして27ページになります。第4章 景観重

要建造物及び景観重要樹木の指定の方針でございます。1で建造物の指定について、2で樹木の指定について、それぞれ方針を述べておりますが、いずれも地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、シンボルにふさわしいものについて保全・活用を図るために支援を行うというものであります。続きまして28ページの第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項は、特に景観形成上重要な公共施設を対象に、周囲の景観に調和した整備基準等を定めるものです。1 道路では、そちらに図面が二つあって右上に、少し小さくなっているのですが、今までは拡大した右図の部分、善光寺周辺の道路が指定されておりましたが、その左下の大きな絵になりますが、すでに美装化されたり今後整備が検討されていく中央通り全体を新たに追加しております。更にはおめくりをいただいた29ページになりますが、松代町において美装化がすでに行われた道路につきまして修繕や再整備の際、当初のデザインを基本的に維持する必要があるということで、新たに指定するものでございます。また、その図面の下ですが、2で掲載してあります都市公園や河川についても今後指定の検討がなされる可能性を考慮して追加するものでございます。30ページになります第6章 行為の制限に関する事項は、市内全域あるいは特定の地区において行われる一定規模を超える建築行為等について、基準を定め適合してもらうよう誘導することにより、また小規模な建築行為等については、この基準を参考にさせていただくことにより、良好な景観を形成していこうというものでございます。まず1 長野市全域における制限についてですが、(1) 地域区分は地域ごとの特性に応じた基準が必要なことから市街地、郊外地、山地というように区分することを示しております。おめくりをいただきまして、折り畳んだ形になっておりますが、(2) 景観形成基準は、現行では大規模行為、景観形成基準という名称になっておまして、大規模な建築行為などに限って適用していた景観形成基準を小規模な行為にも参考にさせていただきたいということで、構成も含め、改めたものでございます。そして31ページの中ほどをご覧くださいなのですが、近年増加傾向にある太陽光発電施設で主に建築物の屋上につけられているものについて、その基準を新たに追加しております。次に32ページになりますが、その中ほどにつきましても太陽光パネルと風力発電施設も含めてですが、地上に設置する場合の基準について追加しているという状況でございます。33ページの別図1とその下の色彩基準は、善光寺周辺の高さ規制がある地域と建築物などに使える色の基準を示したもので、これは現行計画のものの変更はございません。続きまして34ページになります。(3) 届出対象行為は景観法で定められている大規模な建築行為等を行う際は、着工の30日前までに届け出て、先ほどの景観形成基準に適合しているかどうか確認を受けるという制度について述べられております。また、太陽光発電施設その他再生可能エネルギー施設等を追加しましたが、本市ではこれまでもプラントの類似施設として1,000㎡以上のモジュール面積のものを届出対象としてまいりました。今回、太陽光発電施設として明記するとともに、届出が必要な面積規模を500㎡に変更し、より多くの施設について景観誘導の対象としようというものでございます。(4) 届出の事前協議は、今回新たに導入する制度についての記載です。その下の赤字の部分でございます。先

ほど説明した景観法に定める着工30日前の届出では、基準に適合しない場合、設計変更を求めてもほぼ難しいというようなことがあることから、もっと早い時期から事業計画について協議を行い、より実行性のある景観誘導を行うことを目的とするものでございます。協議の対象は、上の表のうち建築物と工作物に関わる行為で、工事着手の90日前までに、ですから届出の60日前までに、協議の申出をしていただき、行為の計画が企画・構想の段階から景観形成基準に準拠していただけるよう、誘導していくことを目的としております。続いて35ページからですが、先ほど9ページにも出てきました大門町南と松代町の景観計画推進地区に関わる制限について記載してございます。主に太陽光発電施設に関わる部分について変更しております。大門町南では、善光寺門前町の景観を守るため、長野市全域に比べ届出対象の規模を小さくしています。40ページからにつきましては、資料を掲載しております。41ページと42ページの地図は、善光寺周辺と松代町の景観計画推進地区の規制地域等を示した図面の拡大図でございます。43ページから45ページにかけては、景観形成に関連づけられる国・県・市の各事業を列挙しました。現行計画では分散されて掲載されているものをここでまとめたものということでございます。そして、各事業が第二章にありました6つの方針のどれに該当していくのかも併せて記載してございます。最後になりますが、平成26年度に選定されたながの百景の資料として、マップをお示ししておりますが、実際の想定はもっと見やすくなるようにする予定ですので、ご理解いただきたいと思っております。以上、改定案の内容について説明をさせていただきました。なお、資料3-3ですが、新たな景観計画の内容を概要として1枚にまとめたものでございます。また、パンフレットにつきましては現在の長野市景観計画の概要ということでございますので、参考にいただければと思います。以上で景観計画の改定案についての説明を終わります。

○議長           ありがとうございます。それでは委員の皆様、多岐にわたってたくさん質問があるかと思いますが、ご質問、ご意見等ございましたら挙手を願います。

○委員           太陽光パネルの設置について伺いたいのですけれども、建物につける場合についてはかなり書いてあると思いますが、近年全国的にもメガソーラーと言われる大規模なものが問題になっているものもあると思います。特に山の斜面の木を切ってそこに設置するというものがいろんなところで見受けられるのですが、私自身は再生可能エネルギーについて言えば推進の立場にありますが、それでも木を切ってそこにパネルを設置するというのは非常に矛盾もあるのではないかと感じていて、雄大で緑溢れる自然環境ということを謳っているからには、そういうことに関する基準もきちんと定めるべきなのではないかと思うんですが、どうでしょう。それと、モジュール面積500㎡を超えるものについては、届出が必要ということなんですけれども、500㎡を超えないものを作ってそのすぐ隣にまた500㎡を超えないものを作った場合は、届出の対象になるのか教えてください。

○事務局       おっしゃるように確かに再生可能エネルギーは政府も含めて推進しているという部分で、景観にいろいろな意見があるということでそれを否定することはできないと

思っております。ですから景観計画の考え方としては、やはり今のメガソーラーも含めまして、ある程度事業としてはやむを得ないので、その中でいかに景観に配慮していただけるか、事前協議いただく中で出来る範囲で景観形成に関して支障のない形で協力いただくかということ、景観形成の誘導という部分でぜひ協力をしていくというような、景観計画尻込みしているのではないかと厳しい部分もあるのですが、いかに景観を誘導していくのかという部分でしか景観計画では対応できない部分があるのかなという風に考えております。またもう1点、後のご質問ですが、1件作ってその隣に、ということですがけれども、再生エネルギーの特別措置法の改正によりまして、同一事業者が小規模施設に小分けして申請した場合、同一または隣接した土地に施設を設置しようとする場合は、認定されないということになっているそうです。ですから同一事業者がそのような行為を行うことは困難なのですが、別の事業者の場合は今の制度の中ではやむを得ないのかなという風に考えております。

○委員 ぜひ自然環境を守るという意味でも、私としては景観計画で定めてほしいと思っていますし、今のままでいくとそうは言っても、うちはやると言われてしまったらそのまま進んでしまうわけですね。そこまできちんと踏み込んだものを作っていたきたいと思うのですが、どうでしょう。

○事務局 今のご質問なんですけれども、先ほどおっしゃっていただいた森林を切り開いて伐採して作っていくとかいうことに関しては環境政策の方で進めておりますガイドラインがございます。そちらの中で、例えば森林法ですとかに抵触していないかというところで引っ掛かってくるようになります。その中で届出のときに我々にも聞いていただいて、景観計画の中では先ほど課長も申し上げましたとおり、景観に十分配慮して作ってくれというような形になっておりますので、まずはいろんな関係する法令について準拠していただくような形、それを踏まえた上で再生可能エネルギーを作ってくださいと、二段構え、三段構えとなっているという風に考えていただければ結構かと思えます。

○議長 なかなか市の方も作りますとは言えないですし、満足したかと聞かれても満足しましたというような答えはきっと出しにくいとは思いますが。県の方も5か年計画、10か年計画、総合計画を作ってその中で長野地区でも、原風景を大事にしてということをはっきりと謳い始めてきているので、やりようによってはやっとなんか少しづつそちらへ配慮していくようなこと、盛り上がればいいなとは思っています。抑えるところ、規制するところまでいきなりは行けないけれども、何を大事にしなければいけないかというのは本当に市民サイドでも世論を盛り上げて、それはないだろうというのは法律が先か世論が先か、というのはありますけれども両方で引っ張って、そういうので出来る国もあるようですけれども一党独裁だったりするとそういうのもパッと出来るんですけれども、民主的な国家では100対0というのはないので難しいかもしれませんね。

他のご意見やご質問はどうでしょう。

○委員 詳しいご説明をいただきありがとうございます。2ページの長野市が守

り育てていく景観のところが赤字で追加されている部分の美しく快適に過ごせる住環境の方針6ということで、追加されているところなので重要な部分と考えていらっしゃると思うのですが、いくつかの場所が挙げられていて、ここに書いてあるとおりでなとも感じるのですが、なおかつ4ページの方の市全体の魅力を増す部分としても大事なポイントとなっていると思うんですけれども、特にこれまでの内容に比べて住環境というところで実際の住宅地だったりとかそういう部分がピックアップされていく中で気になるのが、この後のところの実際の方針の内容ではあまり出てこないのですが、例えば空き家・空き地というのはこれから必ず増えていくと思うんですね。そして状況によってはあまり良い景観を作るとは考えにくい、その場合にはやはりこの後に書いてあるところで住民からの自主的な取り組みを推進するといった部分にこういったことが検討されて入ってくるのか、今読んでいる文書の中ではあまりそういう印象を受けないんですけれども、そういう検討がされたのかということがあれば教えてください。

○事務局　　今おっしゃっていただいたように、空き家対策というのは市をあげての問題だと私共も認識しております。空き家対策室もございますので、こちらにどのように書けるかというところで、最後の方に関連事業という形で市内の景観に関する関連事業をまとめさせていただいておりますが、そこに今投げかけておまして、空き家対策室として景観計画についてこのように考えてくださいというものがございまして、私共の手元にはございませんので、また後ほどパブリックコメントの際にお示しできるかと思っておりますので、ご覧いただければと思います。

○委員　　今委員の方に教えていただいたんですけれども、最後の43～44ページあたりのその他の取り組みのようなところに盛り込みが可能ということでしょうか。

○事務局　　こちらの方に掲載をするということで話をさせていただいています。

○委員　　ありがとうございます。

○議長　　他にいかがでしょうか。

○委員　　2点ばかりお伺いします。1点目は先ほど太陽光パネルの話が出ました。壁面あるいは透光性、窓ガラスに貼るようなもの、壁に貼り付けるようなもの、さまざまな開発がされているんですけれども、ここらへんの応用動作と言いますか、それについてはどういう風に考えるのかというのが1点です。それから2点目ですけれども、大門町南の景観計画推進地区ということで指定がされております。これは一般質問でもした覚えがあるんですけれども、長野市は歴史の町ということで善光寺を中心とした発想がなされておりますけれども、やはり長野駅を降りた瞬間にそれを感じさせるものというのはどこにあるんだろうという風に考えますと非常に希薄なところがございまして、善光寺への入り口としての長野駅周辺あるいは参道というようなのが、どのようなコンセプトを持って整備されたかというのが非常にわかりにくいと思っております。参道にあたる部分については市街地形成という観点から何らかの配慮や何らかの規制、行政としての要望や地域への要望等があってもいい

のではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局　　まず1点目の太陽光パネル、新しい技術で窓や外壁とか、というお話ですけども、そこら辺は先ほどの31ページの色彩等の部分にあると思いますが、基本的には周囲の屋根や外壁に沿って太陽光パネルを設置する場合は、周囲の屋根材や外壁と調和するよう努めてほしいというような中で指導をしていきたいと考えております。そしてもう1点、中央通りの関係ですが、28ページの中で善光寺周辺だけではなくて中央通りにつきましては、駅から善光寺までということで景観に関する重要な道路という位置付けを改めてしようと思っております。もんぜんぷら座から上につきましては、皆さんご存知のように車道を石畳で、歩道を拡幅した形で進めてきております。その下につきましても、基本的には長野に来られる方や歩行者の方がゆったりと楽しんで歩けるような道づくりというようなコンセプトを全体を通して持ちながら、どのような整備を進めていくかについては本年4月から市道になるということで地元の地区の皆様、商店街の皆様と道づくりについてはこれからいろいろと協議して長野市の表参道としてふさわしい道づくりと一緒に考えていきたいと思っております。

○委員　　わかりました。そうは言っても千石界限、末広町界限、開発が進むあるいは開発の計画が進行する、検討が進んでいる、という実態もございます。マンション等高層住宅やもんぜんぷら座の建て替え、新田町交差点のあり方等々も含めて、さまざまある中で何かしらの方向性と整合性をとらないと、後になって困ったとなりかねない要素もあるわけでございます。そのように考えておりますので、適切な対応が図れるように今後またご検討いただくということをお願いしたいと思います。

○議長　　非常に重要なところだと思いますが検討いただくということで、「検討します」と過去70年くらい検討しますとしてきて、こういう方向性でいくかというのにワンクッションあると思いますけれども、長野というのは善光寺から里山まで非常に良い財産を持っているというのは何らかの形になればいいなと思います。ちょうどそのタイミングになってきているのではと思います。

○事務局　　実は景観計画を個別に細かく書き込めるというレベルではなくて、基本的には長野市の大きな方針を示した計画という形なのですが、また景観審議会にもいただいたご意見を伝えまして、もし書き込める部分がありましたら書き込むよう考えていきたいと思っております。

○議長　　ありがとうございました。他の委員さんいかがでしょうか。

○委員　　現計画においても景観の計画推進地区ということで、善光寺の地区の一部、それと松代の地区の一部となっております。一定規模の建築行為を行う場合は、届出をする必要があるという風になっておりますけれども、適切に届出がなされているのか、また基準にあったもので整備をされているのか、取り決め事項に合わないものが今までもあったかどうか確認をさせていただきます。

○事務局　　今まで大門町南、松代を含めた長野市全域におきまして、この景観計画施

行後につきましては、景観形成基準を大きく基準に沿わないもの、不適合だったものは特にございませんでした。また届出漏れもこちらで把握している限りでは、新築や増築、改築につきましてははないという認識をしております。

○委員 その確認方法についてはどのようなやり方でされているのですか。

○事務局 建築指導課に建築許可の申請がありますので、どれがどれと逐一突合できるものではないので、件数を見させていただいたりだとか、これは、と思うものにつきましては照会をさせていただいたりだとかしております。

○委員 基準について内容を見ますとショーウィンドウの設置に努めるだとか細かい部分まであるわけですが、次の計画においてもこういうものがきちんと守られるように、そういう点も改定案についてはお願いしたいと思います。

○議長 他にいかがでしょう。

○委員 全般的に見させていただきまして、景観という面ではいいと思うんですけども、それぞれの利用者さんの立場、例えば24ページなんですけれども、景観に配慮した公共設備の整備という項目がありますが、この中にデザイン専門部会に意見を求めたという記述があります。デザインに凝りすぎると利用しにくいという面が出る可能性があるんですね。いい例かわかりませんが、長野市の新庁舎はデザインに凝りすぎて利用しにくいという声を何人からか聞きます。私は障害の方と接触が多いものですから、そういう方の意見を聞くと使いにくいと。こういう施設だけではなく道路にしてもデザインに凝って敷石を敷いたりすると車椅子が大変使用しにくいという面があります。全部熟読していないものですからどこかにそういう項目があるかわかりませんが、もちろん景観は大事ですが利用者さんがあつての景観だと思いますので、その辺の項目をどこかへ入れていただければと思っております。

○事務局 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように絵に描いた餅というよりもただの箱物を作つてはいけないと我々もそう思っておりますので、バリアフリー進歩もごさいます。そういった中でおっしゃっていただいたデザイン専門部会なんですけれども、景観審議会の中に設置されております部会です、建築士さんもいらっしゃいます。当然ながらバリアフリーについても熟知しておられますので、多角的にご検討いただいて、ご審議いただく場と考えておりますので、決してご心配いただいたようなデザインに凝り固まったものではないと思っております。ただ、改めて中身を見させていただきまして、利用者の目線に立ったというような文言も含められたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょうか。では逡巡しておられる方がいる間に、一つ褒めたいところがありまして、魅力ある水景観を創出するというのは非常に自分の分野としては良いことだなという風に思っております。赤字もいっぱいありますので。その中で水辺や河川といったときに、一般の人達は水が流れていれば全部河

川だと思っているかもしれませんが、例えば長野市の場合旧市街地に用水路がいっぱい流れていて、そういうところを通年通水すると災害のときは非常にいいなど。飲む水は段ボールで運んできてもらえばどうってことないんですけど、トイレや洗濯などのその他のいろんな水で、過去の大災害のときはそれぞれの大災害を被った地では、最近では熊本が一番近いですが大変苦労しましたので、用水路の通年通水を国交省の方ともいろいろと交渉して長野市内でも用水路に通年通水をしてもらおうと、冬に大災害があっても消火にも役に立つ、飲み水以外の水でも非常に役に立つなど、そういう街の出来方をしてますので、その辺を具体的にはどのように進めていくかというのを知れると更にいいと思うのですが。

○事務局　　今おっしゃっていただいた用水路は網の目のように張り巡らされているわけですが、こちらの用水については私共勉強不足だったのですが、通年の流量が決められているようで、文言について今後修正していかなければならない部分がございます。そういったところは担当課の方にも投げかけておまして、文言の修正がございましたけれども、議長さんからおっしゃっていただいた部分とどのように整合性を図っていくかというのは悩みどころでございます。

○議長　　ぜひ今までやってきたやり方のルールはあるんですけども、いろいろな状況が変わってきたので街づくりが変わっていくということもありまして、国交省がどう考えているかわかりませんが、許認可権は向こうが持っていますので、農水省絡みの方もありますけれども、似たようなものを抱えている地方中核都市がありましたら連携してでもいいんですけども、防災や危機管理上もとても役に立つことなので、環境だけだと少し弱いかもしれませんが、地域活性化・地方創生であればそのくらいのことはやってくださいくらいの説得力を持ってやっていただければとても良い街になるのではないかと思います。これだけのことが出来てもう戦後70年も経っているんですから、いろいろと考えていってもいいんじゃないかというアプローチもあるので、しっかりと戦略を立ててやっていただけるとありがたいと思います。

他に委員さんいかがでしょうか。

○委員　　以前ニュースで他の地区の観光地だったと思うんですけども、景観に配慮して広告などの規制をしたことによって、すでにあった看板などを取り壊さなければいけなくなったというのを見たことがあったんですけども、これから先に例えば善光寺のところ、駅から通じる道に関しても景観の地区として加えた場合に今まであった看板を撤去しなければいけないことなど、個人の権利と公共の福祉とのバランスがあるかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○事務局　　看板や広告については長野市は条例としまして屋外広告物条例というものがございます。それにつきましては、例えば用途によりまして看板はどのくらいの大きさまで出していいかだとかいうような基準がございまして、それは今は路線ではなくて用途ということでやっておりますので、面的な規制になっております。屋外広告物の条例の規制を変

えない限り、例えば中央通りも用途上の規制は変わっておりませんので、看板が違反になるということは今の状況の中ではないと想定されます。

○議長 他にどうでしょうか。

○委員 8ページの特に大事にしたい祭事などのところに、長野の祇園祭りなどが入っていないのですが、長野市では最近各地区の倉庫を作ってくださいたりして力を入れていると思うのですが、ここに落ちているということは、そんなにでもないのか、書ききれなかっただけなのか。

○事務局 大変申し訳ございません。これは私個人の勉強不足でございます。早速文言の中で修正させていただきたいと思えます。

○委員 ありがとうございます。それと10ページの一番下の(8)なのですが、この2行目に景観の育成に資する業務を行うNPO法人や公益法人を、ということで景観整備機構に指定ということですが、この下のところだと市長が指定した一般財団法人やNPO法人となっているのですが、これは整合しているのでしょうか。

○事務局 ご指摘ありがとうございます。修正させていただきます。

○議長 本件につきましてはパブリックコメント等の意見を反映した後、次回の審議会においてつっこんだ意見が出てくると思えます。まだ質問ありましたらどうぞ。

○委員 長野の中に例えば戸隠の伝建地区のような形にまだなっていないけれども埋もれている昔の街道筋や街並みや建物だとかがたくさんありますが、どんどん空き家になったり壊されたりしていつているように感じますので、今ある皆さんが知っているところではなくて、近所の人は知っているけれどもまだそんなに有名になっていない良いところというのを掘り起こしをして指定をしたり保全をしたりできるように、有名じゃないところの調査にも力を入れて、できれば今後やっていただけるとありがたいかなと思えます。それが1点と、あと国道沿いとかで中古車販売のお店などがかなりあって、看板はなくて昼間旗が立っていたりするのですが、景観上はどうかなというようなところがありますので、旗はちょっと難しいかもしれませんが、何とかならないかなと思っています。

○事務局 1点目につきましては私共もいろいろと各地区の方からも意見を聞く中で、もし良いところがありましたら重要な場所なり景観重点地区に追加していくというのは、やぶさかではございませんので研究していきたいと考えています。国道沿いの旗ですけれども、屋外広告物条例の規制の中で旗も含めて、そのエリア何㎡以内ならいいというような基準になっております。旗だからということではなく総面積で規制されていますので、その基準の中に入る場合につきましては、規制ができないということになりますので、申し訳ございません。

○議長 皆さん運転していると思うこといっぱいあると思えますが、今回はこんなことをやったらどうだろうですか、具体的に今日見たものに基づきまして、次回の委員会では審議ということになりますから出していただければありがたいかなと思えます。他にあ

りますか。

○委員 細かい話で恐縮ですが、概要版というのは確定ですか。

○事務局 こちらは現行のもので、比較・検討のために配りました。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長 他はよろしいですか。それでは長野市景観計画の改定につきましては次回具体的に審議の中でまた活発なご議論をいただきたいと思います。本日の分は終了とさせていただきます。それでは、その他に全体を通じて何か委員の皆様からございますか。よろしいですか。では以上で議事を全て終了ということにさせていただきます。議長は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉会

○司会 ありがとうございました。それでは、4 その他といたしまして、次回の審議会の予定についてお知らせさせていただきます。年度末も押し迫ってまいりましたけれども、3月の末に第69回の審議会を開催したいと考えております。準備が調い次第、開催についてのご通知を申し上げますので、よろしく願いいたします。日程ですが、今のところ3月26日、場所がここということで、予定の方は組んでおります。また会長を始め皆様のご都合もございませうが、準備が調いましたら改めてご通知を申し上げますので、よろしく願いいたします。それでは終わりに都市政策課長の橋本から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局 委員の皆様には本日大変お忙しい中ご出席をいただき、また長時間にわたり熱心にご審議をしていただき、本当にありがとうございました。今後とも専門的見地からご意見、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。それでは以上を持ちまして、第68回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。